

新型コロナウイルス感染症 緊急事態措置実施に伴う契約関連の取組

○ 取組期間：緊急事態措置の実施期間中（令和2年4月8日～5月6日）

契約手続きの継続・中断等

(1) 契約事務手続き中の案件への対応

- 原則、手続きを継続
- 事業所の閉鎖等、入札に参加できない事業者がいる案件は、手続きを中断

(2) 今後、契約事務手続きを開始する案件への対応

- 期間中は公告等を見合わせ
(コロナ対策、ライフラインに関わる案件等は除く)